

## 改正

平成25年12月18日条例第50号  
 平成26年3月14日条例第8号  
 平成27年10月20日条例第42号  
 平成30年12月19日条例第63号  
 平成31年3月28日条例第3号  
 令和3年3月26日条例第24号

## 松阪市総合運動公園運動施設条例

## (設置)

第1条 松阪市は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興と健康増進に寄与するため、松阪市総合運動公園運動施設（以下「運動施設」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
総合運動公園芝生広場	松阪市山下町111番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第1	
総合運動公園多目的広場第2	
総合運動公園スケートパーク	

## (休業日)

第2条の2 運動施設（芝生広場又は多目的広場第2を専用せずに使用する場合を除く。）の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、除く。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日。ただし、当該日が日曜日又は土曜日に当たるときは、除く。
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで。

## (使用の許可)

第3条 運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可に際し、運動施設の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないものとする。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 4 第1項の規定は、芝生広場又は多目的広場第2を専用せずに使用する場合には適用しない。
- 5 スケートパークを個人で使用しようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。
- 6 スケートパークを専用で使用しようとする場合は、大会等の使用に限る。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (使用時間及び使用料)

第4条 使用時間及び使用料は、別表第1から別表第5までに掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、同表の時間区分以外の使用について1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）を単位として使用することを認めることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を市長が定める期日までに納めなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、市長が別に定める。

(特別の設備)

第5条 使用者は、運動施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、運動施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、運動施設の使用を終えたとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、故意又は過失により運動施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月20日条例第42号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成30年12月19日条例第63号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例の規定に基づく使用の許可、使用料の徴収その他の準備行為をすることができる。

附 則(平成31年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例別表の規定、第5条の規定による改正後の松阪市福祉会館条例別表の規定、第6条の規定による改正後の松阪市隣保館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例別表の規定、第9条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の松阪市篠田山斎場条例別表第2の規定、第11条の規定による改正後の松阪市嬉野斎場条例別表の規定、第12条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第8条及び別表の規定、第13条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例別表の規定、第14条の規定による改正後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第7条及び別表の規定、第15条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の松阪市都市公園条例別表の規定、第19条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例別表第1から別表第5までの規定、第20条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第8条及び別表の規定、第21条の規定による改正後の松阪市公民館条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第9条及び別表の規定、第23条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の松阪市文化センター条例別表第2から別表第4までの規定、第27条の規定による改正後の松阪市文化財センター条例別表第2の規定、第28条の規定による改正後の松阪市松浦武二郎誕生地条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例別表第1の規定、第30条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後の松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、第32条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第5条及び別表第2の規定、第33条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第6条及び別表第2の規定、第34条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第3条の規定、第35条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第5条及び別表第2の規定、第36条の規定による改正後の松阪市飯南そまびとグラウンド条例第4条及び別表第2の規定、第37条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例別表の規定、第38条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第4条及び別表の規定、第39条の規定による改正後の松阪公園プール条例第4条、第6条及び別表の規定、第40条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第3条、第6条及び別表の規定、第41条の規定による改正後の松阪市飯高B&G海洋センター条例別表第3の規定、及び第42条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

（使用料等の減免に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の松阪市地区市民センター条例第7条の規定、第2条の規定による改正後の松阪市飯高総合開発センター条例第7条の規定、第3条の規定による改正後の松阪市飯南コミュニティセンター条例第6条の規定、第4条の規定による改正後の松阪市中川新町地域交流センター条例第7条の規定、第5条の規定による改正後の松阪市福祉会館条例第8条の規定、第6条の規定による改正後の松阪市隣保館条例第8条の規定、第7条の規定による改正後の松阪市飯高老人福祉センター条例第9条の規定、第8条の規定による改正後の松阪市飯高保健センター条例第9条の規定、第9条の規定による改正後の松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例第6条の規定、第10条の規定による改正後の松阪市篠田山斎場条例第6条の規定、第11条の規定による改正後の松阪市嬉野斎場条例第8条の規定、第12条の規定による改正後の松阪市勤労者総合福祉施設条例第9条の規定、第13条の規定による改正後の松阪市産業振興センター条例第7条の規定、第14条の規定による改正

後の松阪市飯南和紙和牛センター条例第8条の規定、第15条の規定による改正後の松阪市飯高産業振興センター条例第9条の規定、第17条の規定による改正後の松阪市飯高林業総合センター条例第9条の規定、第18条の規定による改正後の松阪市都市公園条例第13条の規定、第19条の規定による改正後の松阪市総合運動公園運動施設条例第6条の規定、第20条の規定による改正後の松阪市子ども支援研究センター条例第9条の規定、第21条の規定による改正後の松阪市公民館条例第8条の規定、第22条の規定による改正後の松阪市嬉野生涯学習センター条例第10条の規定、第23条の規定による改正後の松阪市中川コミュニティセンター条例第6条の規定、第24条の規定による改正後の松阪市豊地農構センター条例第9条の規定、第25条の規定による改正後の松阪市豊田農村集落センター条例第9条の規定、第26条の規定による改正後の松阪市文化センター条例第12条の規定、第27条の規定による改正後の松阪市文化財センター条例第14条の規定、第28条の規定による改正後の松阪市松浦武四郎誕生地条例第12条の規定、第29条の規定による改正後の松阪市飯南産業文化センター条例第8条の規定、第30条の規定による改正後の松阪市総合体育館条例第8条の規定、第31条の規定による改正後の松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例第10条の規定、第32条の規定による改正後の松阪市波留運動公園条例第6条の規定、第33条の規定による改正後の松阪市飯南体育センター条例第7条の規定、第34条の規定による改正後の松阪公園グラウンド条例第5条の規定、第35条の規定による改正後の松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例第6条の規定、第36条の規定による改正後の松阪市飯南そまびとグラウンド条例第5条の規定、第37条の規定による改正後の松阪市中部台テニスコート条例第10条の規定、第38条の規定による改正後の松阪市東部テニスコート条例第6条の規定、第39条の規定による改正後の松阪公園プール条例第7条の規定、第40条の規定による改正後の松阪市流水プール条例第4条、第41条の規定による改正後の松阪市飯高B&G海洋センター条例第13条の規定、及び第42条の規定による改正後の松阪市ソフトボール場条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免についてはなお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

松阪市総合運動公園運動施設使用料

（総合運動公園芝生広場専用使用料）

時間区分	専用使用料	
	全面	半面 (A又はB)
午前8時30分から午後0時30分まで	1,650円	820円
午後1時から午後5時まで	1,650円	820円
午前8時30分から午後5時まで	3,300円	1,650円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき全面貸しの場合は420円、半面貸しの場合は210円とする。

別表第2（第4条関係）

（総合運動公園多目的グラウンド及び照明使用料）

使用区分			使用料		
			多目的 グラウンドA	多目的 グラウンドB	
グラウンド	市民が利用する場合	一般	1時間につき	1,650円	1,650円
		高校生以下	1時間につき	820円	820円
	市民以外が利用する場合		1時間につき	3,300円	3,300円
	入場料等を徴する場合		1時間につき	6,600円	6,600円
照明	全点灯	市民が利用する場合	1時間につき	1,150円	1,150円
		市民以外が利用する場合	1時間につき	1,650円	1,650円
		入場料等を徴する場合	1時間につき	3,300円	3,300円

3分の2点灯	市民が利用する場合	1時間につき	820円	820円
	市民以外が利用する場合	1時間につき	1,150円	1,150円
	入場料等を徴する場合	1時間につき	2,310円	2,310円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 多目的グラウンドの使用時間は午前8時30分から午後10時までとし、使用が1時間に満たないときは1時間とみなす。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- 4 入場料等を徴する場合とは、興行及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合とする。

別表第3（第4条関係）

（総合運動公園管理事務所会議室等使用料）

使用区分		使用料	
会議室1	市民が利用する場合	1時間につき	400円
	市民以外が利用する場合	1時間につき	820円
会議室2	市民が利用する場合	1時間につき	400円
	市民以外が利用する場合	1時間につき	820円
シャワー		1室1回につき	100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 管理事務所の使用時間は午前8時30分から午後10時までとし、会議室の使用が1時間に満たないときは1時間とみなす。
- 3 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。

別表第4（第4条関係）

（総合運動公園多目的広場使用料）

時間区分	使用料		専用使用料
	多目的広場第1		多目的広場第2
	全面貸し	半面貸し (A・B又はC・D)	
午前8時30分から午後0時30分まで	1,650円	820円	820円
午後1時から午後5時まで	1,650円	820円	820円
午前8時30分から午後5時まで	3,300円	1,650円	1,650円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、多目的広場第1全面貸しの場合は420円、多目的広場第1半面貸しの場合及び多目的広場第2は210円とする。
- 3 多目的広場第1半面貸しの場合における使用区分は、A若しくはB（全面を縦に分割。少年サッカー等に使用可能）又はC若しくはD（全面を斜めに分割。ソフトボール等に使用可能）とする。

別表第5（第4条関係）

（総合運動公園スケートパーク使用料）

個人使用

使用区分	使用料 (1日当たり)
一般	300円

中学生・高校生	100円
小学生以下	無料

備考

- 1 個人使用に係るスケートパークの使用時間は午前8時30分から午後10時までとする。

専用使用

使用区分		使用料
入場料等を徴する場合	1時間につき	13,200円
上記以外の場合	1時間につき	6,600円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 専用使用に係るスケートパークの使用時間は午前8時30分から午後10時までとし、使用が1時間に満たないときは1時間とみなす。
- 3 入場料等を徴する場合とは、興行及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合とする。